

○鎌倉市リユース食器利用費補助金交付要綱

平成23年4月19日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、限りある資源を有効に活用するという観点から、イベントでのごみの発生抑制と減量を図るとともに、イベントの参加者等に対してリユース意識の普及啓発を行うために、予算の範囲内でリユース食器の借上げに必要な費用の一部を補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リユース食器 高温で殺菌及び洗浄することにより繰り返し利用できる飲食容器。
- (2) 団体 鎌倉市内の自治会・町内会、商店会、NPO、学校等。
- (3) イベント 式典、お祭り、展示会等。

(補助対象者)

第3条 この要綱により、補助金の交付を受けることができる者は、鎌倉市内に存する団体とし、かつ第4条に定める補助事業を主催する団体又は当該事業の飲食事業について統括する団体とする。なお、1イベントにつき1団体を対象とする。

(補助事業)

第4条 この要綱による補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 団体が鎌倉市内で主催するイベント
- (2) リユース食器を合計100個以上借用するイベント。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) リユース食器の借上げ費用

- (2) リユース食器の送料
- (3) 前各号に掲げる経費に係る消費税
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1事業につき5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 鎌倉市リユース食器利用費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) リユース食器借上げの見積書及び見積内訳書の写し

2 交付申請書の提出期日は、原則として補助事業を実施する日の2週間前までとする。

3 補助金の交付申請は、1年度当たり1団体につき3回までとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、鎌倉市リユース食器利用費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第9条 申請者は、補助事業の内容の変更又は中止をする場合は、鎌倉市リユース食器利用内容変更等承認申請書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、鎌倉市リユース食器利用内容変更承認

(不承認) 決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 申請者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助金を補助事業以外の用途に使用してはならない。

2 リユース食器は、紙製、発泡スチロール製以外でできた製品で、繰り返し使用することを目的としたメラニン、ポリプロピレンや強化磁器等の割れにくく、破損しにくい食器であること。

3 補助事業で使用するリユース食器は、当該容器を衛生的に洗浄及び保管できる施設を有する事業者からレンタルして使用するものとする。

4 リユース食器の破損、紛失による弁償額は補助の対象とはならない。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は補助事業終了後速やかに、かつ実施した年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 鎌倉市リユース食器利用実績報告書(第6号様式)

(2) リユース食器のレンタルに係る請求書の写し

(3) リユース食器のレンタルに係る領収書又は支払が確認できる書類

(4) リユース食器利用状況写真

(補助金額の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、鎌倉市リユース食器利用費補助金額決定通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するとともに補助金の交付を行うものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施を中止したとき。ただし、天災や雨天など、申請団体の責に帰すべき事情によらず補助事業の実施を中止した場合は、未使用であっても補助金を交付することとする。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めた場合には、補助事業に係る決算書等の経理に関する書類の検査を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めた場合には、事業の状況やレンタル事業者に関する情報を求めることができる。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成23年5月16日までの間に開催されるイベントに係る補助金交付申請書の提出期日については、第7条第2項の規定にかかわらず、補助事業を実施する日の3日前までとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に申請された事業について適用し、施行日前に申

請された事業については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に申請された事業について適用し、施行日前に申請された事業については、なお従前の例による。

付 則（令和6年3月14日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に申請された事業について適用し、施行日前に申請された事業については、なお従前の例による。